

令和7年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	ふくし部
款	項	目			課 名	福祉課
3	1	1	社会福祉総務費	196		

I：事業概要

施策事業名	社会福祉総務
事業目的	市民生活の安定と地域福祉の推進を図る。
事業内容	●全体計画 ○地域福祉の向上を図るための諸活動に対して支援を行う。 ○戦没者への追悼及び戦没者遺族に対する援護事務を行う。 ○福祉バスについて適正な管理及び運行を行う。 ○行旅死亡人について、法に基づき火葬及び官報掲載等を行う。 ○重層的支援体制の整備事業を実施する。 ●主な事業内容 ○戦没者遺族等への援護 戦没者追悼式の開催 393,860円 ○福祉団体への活動費補助 - 保護司会 214,000円、更生保護女性会 100,000円、遺族連合会 450,000円 ○福祉基金の積立て及び運用 福祉基金積立金 1,581,364円 ○民生委員・児童委員と連携した地域福祉の推進及び実態把握業務の実施 - 福祉関係活動業務委託料 5,755,320円 ○福祉団体等の活動のために運行する福祉バス(2台)の管理及び運行业務の実施 - 運転業務委託料 12,291,260円 - 福祉団体等への貸切バス利用料の補助 3件 240,000円 ○地域福祉の推進組織である犬山市社会福祉協議会へ運営費等補助 35,622,024円 - 人件費 6名(職員 4名、嘱託 1名、非常勤 1名) 26,191,340円 - ボランティアセンター運営費 5,099,545円、弁護士無料相談 280,644円 ○地域の困りごとに対して障害者や高齢者等の枠に捉われずに重層的に支援する体制の構築に向けた支援者向け研修会や市民向けの講演会の実施 314,410円
事業の成果・効果	・福祉団体やボランティア団体などの福祉バスの利用にあたって、適正に福祉バスを運行することができた。 ・民生委員・児童委員による高齢者の安否確認や子どもの見守りなど、地域の身近な相談役としての活動を行うことができた。 ・社会福祉協議会の運営改善に向けた支援として、市から職員を1名派遣するとともに、専門的知識を有するアドバイザーによる社協職員向けの研修の実施など社協の運営基盤強化事業に係る補助を行った。 ・重層的支援体制整備事業の事業周知のため広報に特集記事を掲載するとともに、市民対象の「地域福祉講演会」や支援者対象の「アセスメント力向上研修」を実施した。

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

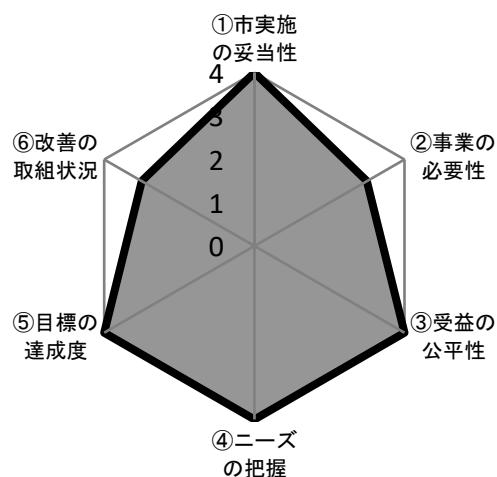
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
社会福祉総務事務	1,489	299	1,190	80%	4	2	4
福祉基金積立金	1,582	1,231	351	22%	4	4	4
民生児童委員	15,902	7,591	8,311	52%	4	4	4
福祉バス管理	13,514	0	13,514	100%	4	4	3
社会福祉協議会	35,622	500	35,122	99%	4	2	4
行旅病人死亡人援護	0	0	0	-	4	4	4
重層的支援体制整備	17,736	147	17,589	99%	3	3	3
合計	85,845	9,768	76,077	89%	3	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R6決算	R7決算	R8予算
		60,788	85,845	79,052
財源内訳	国県支出金	12,915	8,537	9,487
	地方債	0	0	0
	その他	3,114	1,231	3,618
	一般財源	44,759	76,077	65,947
一般財源の割合		74%	89%	83%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制構築は社会福祉法第6条第2項に市町村の努力義務として規定されている。
②事業の必要性	3	・法令で定められている事業については、事業継続の優先度は高い。 ・非常時においては縮小もやむを得ない事業もあるが、地域福祉を推進する上では現行水準での継続が望ましい。
③受益の公平性	4	・重層的支援体制整備事業をはじめ多くの事業はすべての市民を対象としている。 ・戦没者追悼式については、少数の市民を対象としているが、事業の特性から必要である。
④ニーズの把握	4	地域福祉シンポジウムや庁内外の関係者向け研修会などでアンケート調査を行い、市民や関係団体のニーズ把握を行った。
⑤目標の達成度	4	・福祉バスについては、問題なく安全に運行した。 ・社会福祉協議会の運営の適正化のため、派遣職員を中心に具体的な事業改善を行った。 ・重層的支援体制構築のため、庁内外の支援者向け研修会などを実施した。
⑥改善の取組状況	3	各事業において適宜、対象者への案内や広報、市ホームページでの情報発信等に努めた。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和7年度に見直しを実施した事項	重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業を強化するため、支援者への支援や事業周知のための研修会等を行った。
令和8年度に見直しを実施している事項	・重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業を強化するため、支援者を対象とした研修会を行う。 ・社会福祉協議会の安定的な運営のため、今後の支援方針を定める。
今後見直しを検討する事項	社会福祉協議会への支援について、上記の支援方針に基づき検討・実施する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和7年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
社会福祉協議会への支援	市との役割分担を明確にし、目指すべき姿、今後の支援方針を定める。

令和7年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	ふくし部
款	項	目			課 名	福祉課
3	3	1	生活保護総務	240		

I：事業概要

施策事業名	生活保護総務
事業目的	生活困窮者に対する相談支援及び生活保護等を適正に実施する。
事業内容	●全体計画 生活困窮者自立支援事業及び生活保護等業務を適正に実施する。 ●主な事業内容 ○生活保護等事業の適正実施のための事務等 ・嘱託医、中国残留邦人等支援相談員、就労支援員、相談支援員の適正配置 ・法令等に基づく適正な調査等の実施 ・医療扶助適正化のためのレセプト点検及び分析業務の実施 ○生活困窮者自立支援事業の実施 ・「くらし自立サポートセンター」における包括相談の実施 ・住居確保給付金事業(家賃及び転居費用の支給)の実施 ●主な決算の内訳 ・嘱託医報償金 955,920円 ・中国残留邦人支援相談員報償金 105,120円(国 10/10) ・生活保護システム標準化対応利用料 3,715,800円 ・生活困窮者自立相談支援事業委託料 28,065,000円 (包括的相談支援事業 国 3/4、地域づくり事業 国 1/2) ・住居確保給付金 339,600円(国 3/4)
事業の成果・効果	・生活保護の医療扶助について、医療要否意見書等の嘱託医による確認を実施し適正に医療扶助を適用した。 ・生活保護システムを改修し、生活扶助基準の改定(特例的加算額の変更)の対応を行った。 ・市内の中国残留邦人に対して、支援員による訪問を行い適切な支援を行った。 ・生活困窮者に対する相談支援を実施し、相談者の中で対象となる者には住居確保給付金の支給を行った。

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

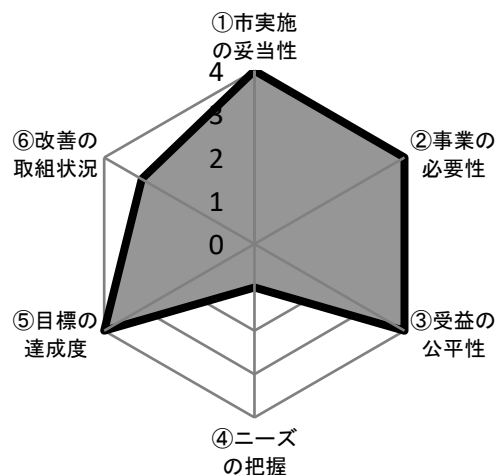
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
生活保護総務事務	53,073	4,351	48,722	92%	4	4	4
生活困窮者自立支援	28,525	15,213	13,312	47%	4	4	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	81,598	19,564	62,034	76%	4	4	3

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R6決算	R7決算	R8予算
		57,110	81,598	41,493
財源内訳	国県支出金	14,447	19,564	20,240
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	42,663	62,034	21,253
一般財源の割合		75%	76%	51%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	・生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律により市が実施するとされている。 ・生活困窮者自立支援法第5条により市で実施するとされている。
②事業の必要性	4	・生活保護及び中国残留邦人支援は法で実施が定められている事業であるため現行水準での継続が必要である。 ・生活困窮者自立支援事業は経済的困窮者の支援を目的としているため困窮した市民の生活に直結している。そのため現行水準での継続が必要である。
③受益の公平性	4	・生活保護は困窮し生活保護が必要となるすべての市民を対象としている。 ・中国残留邦人等の支援は市内の中国残留邦人を対象としている。 ・生活困窮者自立支援事業はすべての市民を対象としている。
④ニーズの把握	1	生活保護、中国残留邦人等の支援及び生活困窮者への支援は法や実施要領等でその内容が定められているため、ニーズを把握する性質のものではない。
⑤目標の達成度	4	・生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等の基準等に基づき適正に事業を実施している。 ・生活困窮者自立支援制度の範囲内で適正に事業を実施している。
⑥改善の取組状況	3	生活保護法及び生活困窮者自立支援法等関係法令に基づき継続的に適正な業務を実施している。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和7年度に見直しを実施した事項	・ R7.10からの生活扶助基準の改定（特例的加算額変更）のシステム改修を実施。 ・ 法改正に伴い居住支援の強化のため住まい相談支援員を配置し、包括的な相談体制を整備し機能強化を図り必要な支援を行った。相談員のアセスメント力を向上することで自立相談支援機関のさらなる体制強化を図った。
令和8年度に見直しを実施している事項	・ 令和8年10月から生活扶助基準の改定（特例的加算額の変更）が予定されているため、生活保護システムを改修し対応する。 ・ 査察指導員の経験者をケースワーカーとして配置しさらなる体制強化を図る。
今後見直しを検討する事項	国による法改正、または生活保護基準の改定が発生した場合は適切に対応する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和7年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
生活困窮者の自立支援に関する支援体制の強化	相談員のアセスメント力を向上することで自立相談支援機関のさらなる体制強化を図り、相談者本人の状況に応じた支援を行う。

令和7年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書 (P)
款	項	目		
3	3	2	扶助費	244

部局名	ふくし部
課 名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	生活保護等扶助
事業目的	●日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする。 ●中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に該当する中国残留邦人に対して生活保護法の規定の例により、支援給付を行う。
事業内容	●事業の全体計画 国が定める保護の基準等に基づき、被保護者への保護又は被支援者への支援給付を行う。 ●主な事業内容 被保護者等に対して法に基づく扶助費の支給を行う。 1. 生活扶助：衣食等日常生活の需要を満たすために必要な費用を支給 2. 教育扶助：義務教育に伴って必要な学用品、給食費等に必要な費用を支給 3. 住宅扶助：家賃や地代等及びその他住宅を維持する費用を支給 4. 医療扶助：けがや病気の治療等や薬剤、治療材料、その他医療に必要なものを支給 5. 介護扶助：要介護又は要支援と認定された者が利用する介護サービスを支給 6. 出産扶助：分べんの介助や分べん前後の処置等に必要な費用を支給 7. 生業扶助：生業に必要な器具や資材、技能習得又は就労のために必要な費用を支給 8. 葬祭扶助：検案、死体の運搬、火葬等葬祭に必要な費用を支給 9. 中国残留邦人等支援給付：中国残留邦人に生活・住宅・医療等に必要な費用を支給 10. 就労自立給付：就労による自立で生活保護が廃止された者に給付金を支給 11. 進学・就職準備給付：大学等に進学する者及び高校卒業後に就職する者に対して新生活立上げの費用を支給 ●主な決算の内訳 ・生活扶助費 147,310,456円 (国 3/4) ・住宅扶助費 76,890,044円 (国 3/4) ・医療扶助費 356,899,968円 (国 3/4)
事業の成果・効果	生活保護法等に基づき、被保護者に対して適正に保護費を支出した。 ※令和7年3月末時点での被保護者数 241世帯 280人 保護率 3.94‰ (国：16.2‰、県：5.6‰) 令和8年3月末時点での被保護者数 251世帯 293人 保護率 4.13‰ (国：16.1‰、県：5.7‰) 新規開始ケースが前年度より22件減少し廃止ケースは2件増加した。 令和6年度実績 新規相談件数：163件、開始件数：29世帯 37人、廃止件数：34世帯 53人 令和7年度実績 新規相談件数：200件、開始件数：43世帯 51人、廃止件数：36世帯 41人

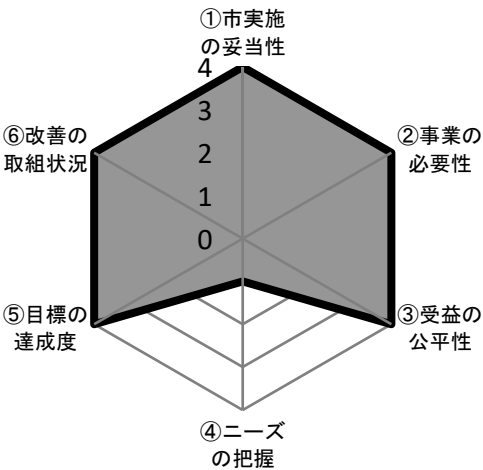
II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
生活保護等扶助	615,177	507,727	107,450	17%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	615,177	507,727	107,450	17%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況（単位：千円）

事業費		R6決算	R7決算	R8予算
		548,372	615,177	601,650
財源内訳	国県支出金	461,752	502,874	489,150
	地方債	0	0	0
	その他	20,007	4,853	3,900
	一般財源	66,613	107,450	108,600
一般財源の割合		12%	17%	18%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価（PDCAサイクルのCheck）

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	生活保護法により市が実施しなければならない
②事業の必要性	4	事業実施は市の責務であり、法定の扶助であるため、財政状況が悪化しても実施を免れることはできない。
③受益の公平性	4	困窮し生活保護が必要となるすべての市民が対象となる。
④ニーズの把握	1	国が定めた基準により扶助を行うものであるためニーズの把握は行っていないが、生活保護の申請を希望する者の聞き取りや制度の説明は丁寧に行っている。
⑤目標の達成度	4	国が国民に対して最低限度の生活を保障するものであり、目標を立てる事業ではないが、生活保護が必要となる者に対して必要な保護を実施した。
⑥改善の取組状況	4	生活保護法や国が定めた実施要領に基づき適正に事務を実施している。

Ⅴ：業務の見直し・点検（PDCAサイクルのC→A）

令和7年度に見直しを実施した事項	令和7年10月から生活扶助基準の改定（特例的加算額の変更）に対応するため生活保護システムを改修した。
令和8年度に見直しを実施している事項	最高裁判決への対応を踏まえた保護費等の追給支給について、国からの通知等に基づき適切に実施する。
今後見直しを検討する事項	国による法改正、または生活保護基準の改定が発生した場合は適切に対応する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性（令和7年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項）

課題	対応策・今後の方向性
ケースワーカーの相談力の向上	複合的な要素が絡み課題が複雑化しているケースが増えており、職員の知識や経験だけでは対応が困難な場合もあることから、引き続き事業所や医療機関、警察、社会福祉法人等と連携し、被保護者の特性を理解し、必要な支援を行っていくとともに、困難なケースについては、査察指導員とともに対応することで、相談力を高める人材育成を進める。

令和7年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	ふくし部
款	項	目			課 名	福祉課
3	1	11	住民税非課税世帯への臨時特別給付金事業費	216		

I：事業概要

施策事業名	住民税非課税世帯への臨時特別給付金事業
事業目的	住民税非課税世帯等に対して、以下の給付金を支給する。 ①住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金 3万円/世帯 ②住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金子ども加算分 2万円/人
事業内容	●全体計画 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年12月17日閣議決定）に基づき、令和6年度住民税非課税世帯に対して、給付金を支給する。 ●主な事業内容 ①住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（3万円/世帯） 令和6年度分の住民税が非課税の世帯（繰越明許分 702世帯） ②住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金子ども加算分（2万円/人） ①の給付金支給対象世帯に属する子ども（平成18年4月2日以降出生）（繰越明許分 49人） 基準日：令和6年12月13日 受付開始：令和7年1月31日 申請期限：令和7年6月30日 ●主な決算の内訳 ・派遣業務委託料（コールセンター等） 3,127,905円 ・臨時特別給付金システム構築委託料 5,109,500円 ・住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金 21,060,000円 ・住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（子ども加算） 980,000円
事業の成果・効果	令和6年度に対象となる住民税非課税世帯へ確認書を送付し、提出のあった世帯へ速やかに給付金を支給した。 【全体（令和6年度～令和7年度）】 5,167世帯/5,364世帯（支給率96.3%）、子ども加算459人/459人（支給率100.0%）に支給。

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

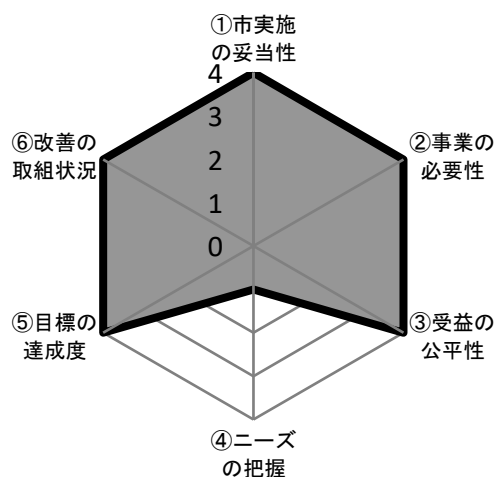
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金	32,408	32,408	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	32,408	32,408	0	0%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R6決算	R7決算	R8予算
		146,520	32,408	-
財源内訳	国県支出金	146,520	32,408	-
	地方債	0	0	-
	その他	0	0	-
	一般財源	0	0	-
一般財源の割合		0%	0%	-

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱」に基づき自治体が実施する。
②事業の必要性	4	物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯に対して必要なものである。
③受益の公平性	4	住民税非課税世帯が対象となる。
④ニーズの把握	1	国の施策に基づき実施する事業であるため、ニーズを把握する性質のものではない。
⑤目標の達成度	4	確認書の提出のあった給付対象世帯に速やかに給付金を支給することができた。
⑥改善の取組状況	4	令和6年度にプッシュ型で確認書を送付した給付対象世帯のうち、確認書の提出がない世帯に対して、勧奨案内を行った。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和7年度に見直しを実施した事項	なし
令和8年度に見直しを実施している事項	令和7年度で事業完了のため、なし
今後見直しを検討する事項	令和7年度で事業完了のため、なし

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和7年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
令和7年度で事業完了のため、なし	令和7年度で事業完了のため、なし